

質問に お答えします

問 以前、新聞で「外国人実習生に違法な長時間労働をさせた疑いで社長ら逮捕」という記事を見ました。当社では、労働基準法第36条による労使協定（36協定）を締結して労働基準監督署に届出して、協定の範囲内で残業をしてもらっていますが、一時的な要因で36協定を超えて時間外労働をさせることも想定されるのですが、その場合に、逮捕までされるのですか？

答 ご覧になつた記事は、平成28年3月の報道だと思われます。

【事案の概要】 「外国人技能実習生に違法な長時間労働をさせたなどとして、岐阜労働基準監督署は婦人・子供服製造会社社長と、技能実習生受け入れ事務コンサルタントを、最低賃金法と労働基準法（割増賃金不払いなど）に違反（＊1）した疑いで逮捕（＊2）した」というもの

【関係者による回答】 人は共謀し、中国人技能実習生4人に對し、岐阜県の最低賃金（当時は時給738円）に満たない額で、1日8時間の法定労働時間を超えて働かせ、割増賃金も支給しなかつた疑いがある。不払いの賃金は計約475万円になるという。技能実習生は深夜や休日にも働かさ

れ、1ヶ月当たり133～187時間の時間外労働があつたという。昨年9月、この実習生から労基署に申告があり、発覚した』

【悪質性】 さらに、『2人は技能実習生の帳簿を改ざんしていた。また労基署の立ち入り調査に応じなかつたり、虚偽の説明を繰り返したりしていたといい、悪質性が高いと判断され、逮捕されたとみられる。』

技能実習生に対する労基法違反などの逮捕は異例だという』としています。

【2、逮捕】 捜査機関が捜査手続の過程で、被疑者の逃亡、罪証の隠滅を防止する目的で、被疑者の身柄の拘束と一定期間の留置を内容とする。（憲法33、刑事訴訟法199、201）

【3、罰金】 労働基準法第102条に「労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行ふ」と規定、特別司法警察員とされている。麻薬取締官にも同様の規定。

違法な長時間労働で社長ら逮捕？

わけではなく、本件のように、「帳簿を改ざんしたり、労基署の調査に応じなかつたり、虚偽の説明を繰り返したこと」が、至つたものと思われます。

しかし、36協定超えの時間外労働が刑事罰の対象であることに変わりはなく、36協定の限度の順守のための適切な労働時間管理、業務の見直しや改善が必要です。

は、割増賃金の支払を義務付けているものです。この規定は、強行規定であり、たとえ使用者としても、それは無効となります。（S24・1・10基収第68号）

また、この規定に違反した場合には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金という刑事罰の対象にもなります。